

お取扱期間  
2020年 2月3日(月)から6月30日(火)まで

# 2 退職金専用定期預金 2ステージ



退職金専用定期預金「2ステージ」は、期間中に退職金からお預け入れの定期預金（証書形式）に、お得な金利を適用いたします。

さらに公的年金振込指定で、より金利の上乗せが可能となります。

「**興能信用金庫**」で次のステージに。

公的年金の振込指定あり

お預け入れ期間 **3**ヵ月

適用金利年 **0.50**%

(税引き後 年0.398%)

※最長6ヵ月迄預け入れ可能

公的年金の振込指定なし

お預け入れ期間 **3**ヵ月

適用金利年 **0.40**%

(税引き後 年0.318%)

※最長6ヵ月迄預け入れ可能

取扱期間 令和2年2月3日(月)～令和2年6月30日(月)

ご預金の種類	・3ヵ月ものスーパー定期預金一般型(証書形式)でお預りします。	
ご利用いただける方	・個人の方で、退職後3年以内に、本人の退職金を原資に新規で100万円以上の定期預金をお預けされる方。 *「退職所得の源泉徴収票」「任意継続被保険者証」「振込等により退職金の確認ができる書類」等、退職の事実がわかる書類を提示できる方	
預入	(1) 預入方法	・一括預入
	(2) 最低預入金額	・新規で100万円以上(退職金受取金額まで)
	(3) 預入単位	・10万円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。	
利息	(1) 適用金利	・固定金利 ・退職後3年以内に退職金をお預けされる方 イ、退職金預け入れと併せて公的年金を振込または振込予約をされた方。 ・3ヵ月もの年0.50%(税引後年0.398%) ロ、退職金のみをお預け入れされる方。 ・3ヵ月もの年0.40%(税引後年0.318%) ※新規預入(3ヵ月)後、ご継続される場合は1回のみ上記金利(3ヵ月)を適用します。(最長通算6ヵ月) ※記載の税引後の利率は、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれた利率であり小数点4桁以下を切り捨てて表示しております。
	(2) 利払方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
	(3) 計算方法	・預入日から解約日の前日までの日数について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算といたします。
税金	・平成25年1月1日～令和19年12月31日までに受ける利息については、復興特別所得税が追加課税され20.315%の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)	
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。(350万円以内の定期預金)	
中途解約時の取扱い	・この預金は原則として中途解約できません。やむをえず中途解約する場合には、預入日から解約前日までの日数及び解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払します。	
金利情報の入手方法	・金利は、店頭のカンパニ表示ディスプレイ、インターネット上のホームページまたは窓口へご照会ください。	
その他参考となる事項	・スーパー定期預金一般型(証書形式)でのお取扱いとします。 ・当金庫定期預金からの切り替えは、増額であっても対象としません。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金として、元本1,000万円までとその利息が保護されます。(当金庫に複数口座がある場合には、それらの預金元本を合計として1,000万円までとその利息が保護されます。)	
苦情処理措置 紛争解決処理	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9:00～17:00 電話0768-62-8207)にお申し出ください。また全国しんきん相談所(9:00～17:00 電話03-3517-5825)でも受付けています。 ・紛争解決措置 金沢弁護士会(電話076-221-0242)、富山県弁護士会(電話076-421-4811) 福井弁護士会(電話0776-23-5255)、東京弁護士会(電話03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)が運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク統括部または上記全国しんきん相談所へお申し出てください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。	